

- 業務マニュアルの有無について  
国が作成したものを参考にして、簡単なものを作成している。
- 研修の受講状況について  
県児童相談センターが開催した東紀州地域市町村児童相談業務担当者研修会に参加した。研修内容については、復命書を供覧することにより担当部署内で情報共有を行った。
- 都道府県（児相等）からの後方支援について  
紀南の市町村には心理職員がいないため、児童心理司などの専門職種の支援を行ってもらうことや専門的な見地からの助言を行ってもらうことにメリットがあるとのことである。  
また、専門性を高めるために、県主催により市町村職員のための研修が行われている。
- 児童家庭相談を実施する上での困難点  
児童家庭相談のための人材確保が必要とのことである。  
ケース検討会議に際しては、児童心理司などの専門職員の配置が必要であるが、その確保が難しいとのことである。  
担当職員も児童相談のみを担当しているわけではなく、他業務にも労力を割かれているのが現状である。

#### 【要保護児童対策地域協議会調査】

- 地域協議会及び虐待防止ネットワークの設置状況について
  - ・ 地域協議会及び虐待防止ネットワークともに未設置である。
- 地域協議会及び虐待防止ネットワーク未設置の理由について
  - ・ これまで、地域協議会等を設置していなくても、母子保健分野を中心とした「紀南地域母子保健医療推進協議会」が実際稼働していたため設置する必要がなかった。
  - ・ 現在、平成18年4月を目途に、紀南地域（1市2町1村）で広域の地域協議会を設置する予定であり、12月2日に幹事会を開催し、設置に向けて調整を行っているところであるが、事務局をどこに設置するかで意見が分かれている。

## 三重県（志摩市）

### 町の概要

志摩市は、三重県の東南部に位置し、市全域が伊勢志摩国立公園に含まれており、大小の島々が点在する自然豊かな地域である。

人口は61,336人 [H17.4.1 現在]で、この内、児童人口は9,885人である。児童数は年々減少傾向となっている。

平成16年10月1日に浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の5町が合併し、誕生した。市になったことにより、福祉事務所を設置し、家庭児童相談室が置かれた。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

相談窓口は家庭児童相談室となっており、主管は児童福祉課で、主管課と同一の場所に設置されている。

メリットとして、次の点を挙げている。

- ・ 家庭相談員、ソーシャルワーカー（社会福祉主事）の職員の確保や心理職（児相OB）による定期的な援助といった専門性の担保が図られたこと。
- ・ 主管課が要保護児童対策地域協議会の調整機関にもなっているため、特に虐待対応分野と密接な連携が可能であること。

デメリットとして、次の点を挙げている。

- ・ 保健主管課（保健センター）の場合、マスキングや訪問指導等を活用して家庭に入りやすいのに比べ、「おせっかい型」の支援になりやすいこと。
- ・ 非行分野については教育主管課にノウハウの蓄積があること。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

専任（正規）職員1名と非常勤特別職の相談員1名が配置されている。

専任（正規）職員は、福祉畑10年の経験を持つ社会福祉主事である。

#### ○ 外部人材の活用

要保護児童対策地域協議会の委員の内、助言者として2名（大学教授と弁護士）及び心理職として1名（児相OBの臨床心理士）を活用している。

○ 相談処理件数について

平成17年4月～5月の処理状況は26件であり、その内、1件は虐待通告で児童相談所が継続指導を行っている。

志摩市では、児童相談所との役割分担においてケースによる振り分けはしていない。市に相談や通告があったケース全て児童相談所にも連絡が入っている。

ベースとして全ケースの情報を市が押さえ、児童相談所側は各々のケースの支援内容や支援の度合いを判断して関わっている。

したがって、児童相談所送致という区切りはつけにくいとしている。

以上の観点から、フローチャートを作成している。

○ 受理会議、ケース検討会議について

受理会議については要保護児童対策地域協議会の実務者会議で、ケース検討会議については要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で行っている。

ケースの緊急度の判断や虐待事例の場合は全て児童相談所が関わっている。

○ 夜間・休日の対応について

本年11月より、虐待通告に関しては、市の宿日直(守衛)が電話等で連絡を受け、児童福祉課職員へ連絡する体制がとられている。その他の相談については、児童家庭支援センターで対応している。

○ 業務マニュアルの有無について

児童家庭相談全般については、市町村児童家庭相談援助指針に則って対応しており、現在、市独自のマニュアルについて順次作成する予定となっている。

虐待対応マニュアルについては、合併前の阿児町児童虐待防止ネットワーク作成のマニュアルを改訂しているが、体制が整ってきたことを踏まえ、今までのノウハウを活かし独自のマニュアルを平成19年3月を目途に作成予定である。

○ 研修の受講状況について

児童相談所が実施主体となった研修を数回実施している。

なお、要望として、

- ・ケースワーク力をつける研修が必要
- ・どんな書類をいつ作るのかといった初歩的な研修が必要
- ・市町村の援助マニュアルの様式は使いづらい

との意見があった。

○ 都道府県(児相等)からの後方支援について

メリットとして、次の点を挙げている。

- ・専門的な対応を依頼できる。
- ・ノウハウの提供やスーパーバイズを受けることができる。
- ・これまで、児童相談所が関わっていたケースについて情報提供を受けることで、

適切な進行管理ができる。

- 児童家庭相談を実施する上での困難点  
特になし

- その他

統計報告の相談種別について、発達障害者支援法も施行されたので障害相談の分類を見直した方がよい（現状では、発達障害の分類に躊躇することが多々ある）との意見があった。

#### 【要保護児童対策地域協議会調査】

- 地域協議会の設置状況について

- ・ 平成17年6月23日に設置（志摩市告示第68号）。「志摩市児童虐待防止ネットワーク」から移行。
- ・ 名称：「志摩市子ども家庭支援ネットワーク」
- ・ 協議会設置に至った背景事情としては、
  - ① 法的な裏付けがなされた、
  - ② 情報共有と守秘義務との関係が整理され、情報提供についての関係者の戸惑いや躊躇が解消される、
  - ③ 調整機関が、コーディネート機能の役割を果たすことが明確に位置づけられている、
  - ④ 虐待対応だけでなく児童家庭相談援助業務とのリンクが可能、などを挙げている。

- 地域協議会の関係機関等について

- ・ 26の関係機関の他、識見者1名（会長：大学教授）と2名の市民代表から構成されている。
- ・ 事務局としては、協議会に看護師及び助産師が参加していないため、医療関係職種が手薄との認識を持っており、今後地域の中で適切な人材を把握し、参加を求める予定である。
- ・ 関係機関間では、前身の「阿児町児童虐待防止ネットワーク」や「志摩市児童虐待防止ネットワーク」の時から、フラットな場で対等な立場で意見を出し合うことを信条としていたため、運営に偏りは見られないとのこと。

- 要保護児童対策調整機関について

- ・ 名称：「志摩市健康福祉部児童福祉課」
- ・ 前身の「阿児町児童虐待防止ネットワーク」や「志摩市児童虐待防止ネットワー

ク」において、児童福祉課がコーディネートの機能を担っていたため、これを継承し、児童福祉課に設置。また、市の中で、虐待対応主管課として合意が得られていたことも理由の一つとして挙げている。

○ コーディネーターの設置について

- ・ 児童福祉課の常勤職員（児童福祉司たる資格を有する者）1名を配置している。

○ 守秘義務について

- ・ 関係者の間に、会議の中で言っても大丈夫という安心感が生まれ、情報伝達が円滑になされるようになったとのこと。

○ 地域協議会の目的について

- ・ 「発生予防」「早期発見・早期対応」「保護・支援」の中で、当初は「早期発見・早期対応」にウエイトが置かれていて、ネットワークにより関係機関のつながりが早くなったことが効果として挙げられるが、これからは「発生予防」（特に、母子保健分野）「保護・支援」のウエイトが高まっていくとのこと。

○ 地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野

- ・ 志摩市では、「非行対策」、「不登校」、「ひきこもり」及び「配偶者からの暴力対策」の取組も行っている。
- ・ これは、児童家庭相談援助にあたって、法的に位置づけられた地域協議会の仕組みを活用することにより、関係者間の信頼性が高まり、円滑な情報のやりとりを可能にすることを意図したもの。
- ・ そのメリットとしては、

① 虐待と関連する分野も扱うことで、幅広い関係機関の連携が図られ、特に虐待の予防的対応を適切に行うことができる。

② 地域協議会が、児童家庭相談へ組織的に対応するための体制となりうる。

③ 対象を幅広く扱うことで、複合的な問題を抱える家庭を総合的に支援することが可能となる。

などを挙げており、逆にデメリット（課題）としては、

○ 障害児は障害福祉主管課、非行は教育委員会にノウハウが蓄積されているので、そのノウハウをうまく引き出すために、適切な連携・調整が欠かせないため、対応に時間がかかることもある。

としている。

○ 地域協議会における児童虐待防止に関する活動内容

- ・ 各会議の分担は、

① 代表者会議は、政策協議、関係機関間の連携強化の場として、定期的（年3回程度）に開催している。

② 実務者会議は、ケースの進行管理、援助内容の評価、児童相談所送致の要否判

断など包括的なケースマネジメントを行うとともに、児童家庭相談の受理会議の機能を持たせており、定期的（年12回程度）に開催している。

- ③ 個別ケース検討会議は、各関係機関がケース毎に対応しており、個別的ケースマネジメントの機能を果たしている。また、児童家庭相談のケース検討会議の機能も持たせており、不定期（ケース毎）に開催している。

#### ○ 活動上の困難点

- ・ 特に、代表者会議は、人事異動による委員の交代があるため、個々の認識レベルに差が出がちである。これに対応するには、協議内容を職種全体で共有することや、適切な引継を行うことで解決を図ろうとしている。

#### ○ 地域協議会の中で特に工夫していること

- ・ 志摩市は次の5点（①手作りのマニュアル作成、②関係者一人ひとりのネットワーク参画意識、③識見者等のスーパーバイズの確保、④児童相談所との密接な連携、⑤ドメスティック・バイオレンスへの対応）を挙げているが、特に「①手作りのマニュアル作成」が重要であるとのこと。
- ・ 現在、「知恵を出し合って、支え合う」をキャッチフレーズにして、関係機関自らの手作りによるマニュアルを作成しており、「知恵」を出し合い、その「知恵」を関係者全員で共有していくことを目指している。このプロセスを踏むことにより、それぞれの機関自らが主体的に関わることで、虐待への認識がさらに深まり、日常業務の中で常に虐待への視点を持つことができると考えている。平成18年度中の完成を目指している。
- ・ 現在は、旧阿児町で作成した「子どもを虐待から守るために－阿児町子ども虐待防止マニュアル－【改訂版】（平成16年9月）」を活用している。

#### ○ 地域協議会設置によるメリット、効果、改善された点

- ・ 主な点は以下のとおり。
  - ① 「連絡調整や情報共有がスムーズになった」では、子どもが行政の管轄が異なる機関に移る（例：保育所から学校へ）ときの情報提供がスムーズになった、関係者の顔がつながり、共に行動する機会が増えたことで、信頼関係が形成されてきた、など。
  - ② 「各関係機関の役割が明確になった」では、他の機関が「何ができて、何ができないのか」が分かるようになり、それぞれの役割が明確になることで、自分たちがどう動くといいのかが明確になってきた、など。
  - ③ 「早期介入できるようになった」では、各機関で抱え込むことがなくなり、迅速に対応できるようになった、など。
  - ④ 「虐待問題の認識・関心が高まった」では、子ども虐待は、身近に、どこでも起こりうる問題であると捉えられるようになった、など。
  - ⑤ 「その他」では、各関係機関にとっても、「身近に相談できる場所があって、安心だ」との声を聞き、当該職員の心理的なサポートが可能となった、など。

○ 地域協議会機能充実のための課題

- ・ “宿題方式”の代表者会議の形式を心がけており、各委員には、事前に出身母体となる職種全体の意見を集めた上で会議に臨んでもらうことや、会議間も委員から意見を求めたり、その意見を集約したものを委員に返したりするなどを行っている。
- ・ 適当な機会に、校長会や児童相談所長会へ出席し、地域協議会での取組について説明したり、関係機関に出向いて懇談を行っている。

## 福岡県（中間市）

### 市の概要

中間市は人口約48千人。北九州市の南に隣接、いわゆる産炭地域であり、人口は年々減少傾向。高齢化率は約25%。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

中間市の場合、民生部でなく総務部内の「明るい街づくり課」内に家庭相談係を設け、従来から児童家庭相談を担っている（福祉事務所は民生部内の組織）。

明るい街づくり課の横に相談室（6名程度の収容可能）を設置している（課とは行き来ができるドア有り）。

課及び相談室は3階にあるが、エレベーターで行くことができるため、相談者には好評だとか。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

女性係長が専任（正規）で1名配置（11年度～）。他に嘱託職員に警察OBが3名（14年度～）。昼間家にいるのは、女性が多く、相談に来るのも女性が多いことから、相談には専任の女性相談員があたっている。相談には女性が適任との考え方もあり、後任の補充を検討しているが適任（経験・資格）者がいないとのこと（前任も女性）。

通常の勤務時間内で業務は終えている感じであり、法改正による影響は特段ない模様。

家庭相談係とは別に3名の職員がおり、1名は少年相談センター担当で経歴は校長OB、もう1名はヤングテレフォン担当で経歴は教員中退者である。残り1名は生活安全相談担当。

#### ○ 外部人材の活用

助言者を2名活用。中央児相職員（児童福祉司）と弁護士。

弁護士については、11年度にネットワークを作る話が持ち上がった際に、現係長が知り合った者であり、それをきっかけに助言者として選定。

助言者は市長委嘱、報酬はナシ（ボランティア）としている（弁護士に対しては旅費のみ市から支出。児相職員分は県負担）。

#### ○ 相談処理件数

児相に連絡するか否かを振り分ける基準はなく、担当係長の経験に基づく判断で、児相に連絡するか否かを振り分けている。なお基準は、管轄児童相談所も管下市町村に対しては未作成



虐待ケースの振り分けについては、支援介入がたやすい家庭のケース、児童相談所が介入してマイナスが考えられるケースは中間市で対応（いずれも早期発見ケース）。

○ 受理会議、ケース検討会議

受理会議は不定期実施。通告機関の要望と係の判断で開催。

学校とは年5回、教育委員会等の関係機関を交えて、定期的にケース検討会議を実施（小・中学校数10校、1回あたり2時間程度）。会議運営について、主体的には係が行うが、該当校も議題の作成などバックアップする体制が敷かれている。虐待に限らず、非行、不登校、DV、障害についても取り扱っている。

さらに今年度からは、保育所とも年3回（保健センターを交え）実施している。

○ 夜間・休日の対応

夜間・休日の一義的な窓口は中央児相（住民にも広報誌を通じて周知）。

中央児相より、市に電話が入った場合の為に、市は連絡網を作成。守衛から担当係長を1番に、連絡順を設け、個人所有の携帯電話に連絡が入る仕組みとしている。また連絡網は、消防署にも貼ってある。

中には中央児相を通さず、直接守衛に電話が入ることもある（継続案件等）。

夜間の相談は月1回程度、休日はほとんどなし。

中央児相を夜間休日の一義的な窓口としている理由は、市の人材確保が困難（予算がない）、相談件数が少ない。

○ 業務マニュアルの有無

作成していない。理由は予算と時間がないとのこと。なおマニュアルは、管轄児童相談所も管下市町村に対しては未作成

○ 研修の受講状況

研修の開催要綱等の案内があれば、積極的に参加している。

研修の報告は、担当係が子ども育成会や民生委員会等の会議で行政説明をする際に、説明している模様。

○ 都道府県（児相等）からの後方支援

市がイニシアティブをとっているため、特段の意見はなし。

○ 児童家庭相談を実施する上での困難点

育児支援家庭訪問事業は、保健サイドにお金をとられてしまう。当係で使うことができない。

特に民生委員は守秘義務の徹底が必要

## 【要保護児童対策地域協議会調査】

### ○ 要保護児童対策地域協議会の関係機関等

保健師については、市の保健センターの保健師が参加。

医師については、市立病院及び遠賀医師会の小児科医（中間市在住）が参加。

弁護士は、福岡県弁護士会に依頼。

児童相談所については、アドバイスや法令改正等の制度説明を担当。家庭訪問その他個別援助活動の同行、一時保護、立入検査については、市と児童相談所で戦略的に役割分担（児童相談所は強面、市は親の立場を代弁等）。

地域協議会においては、事務局たる市の担当係の意見が一番反映されているが、参加者からの提案もある。地域協議会の意思決定が一部の構成員の意見によっているようなことはない。

### ○ 要保護児童対策調整機関

市の児童家庭相談担当課である「明るい街づくり課」が調整機関。

### ○ 要保護児童対策地域協議会の目的

「保護・支援」から「早期発見・早期対応」「発生予防」に重点が移行。そのために、「明るい街づくり課」と保育所との連絡会議を設置。

### ○ 要保護児童対策地域協議会の児童虐待防止以外の業務分野

そもそも個々のケースは、虐待やいじめ、非行、不登校、ひきこもり、DV が複合的に絡んでいることから、そのようなものすべてを対象としている。それにより、連携を効率的に行っている。

### ○ 要保護児童対策地域協議会の児童虐待防止に関する活動内容

実施要綱上、

①代表者会議にあたるのは「地域対策会議」

②実務者会議にあたるのは要綱上では設置されていないが、運営上では「関係機関との定例連絡会議」が該当

（「役員会」（地域対策会議の準備、方向付け））

③個別ケース検討会議にあたるのは「個別ケース検討会議」（ただし、個別の機関において対応できるケースについては開催せず。）

### ○ 要保護児童対策地域協議会の運営上の工夫

関係機関との定例連絡会議を実施し、関係強化に努めている。

具体的には、

①小中学校（市内に10校） 年5回 ②保育園（市内に6カ所） 年3回

③民生児童委員会への出席 ④子ども会（市の組織）の役員会への出席

- 要保護児童対策地域協議会設置によるメリット、効果、改善された点  
要保護協議会にすることにより、保護司、人権擁護委員、市立病院職員、高等学校が新たに参加した。
  
- 要保護児童対策地域協議会機能充実のための課題  
効果的な会議の持ち方の観点から、会場となる機関（各学校等）が会議の進行、日程調整を担当している。これにより、調整機関たる「明るい街づくり課」に過度の事務負担がかからないようにしている。  
関係機関との意識共有のために、年1回専門員（協議会出席者）の研修を行っている。（県中央児童相談所、弁護士、医師による講演）

## 福岡県（稲築町）

### 市の概要

稲築町は人口約2万人。福岡県の真ん中に位置する町。いわゆる産炭地域であり、人口は年々減少傾向（多いときは45千人）。高齢化率は約26%。

来年3月27日合併予定（1市3町→1市）。合併により、これまで未実施だった特別保育事業（休日保育・病後児保育等）が実施される予定。

### 【市町村児童家庭相談調査】

#### ○ 主たる相談窓口

地域子育て支援センターが主たる相談窓口。複数の窓口設置はなし。

#### ○ 主たる相談窓口の担当職員

センター職員（女性1名）が、児童家庭相談業務の主担当。有資格者であるが、保育士資格であるため、小学生以上の子どもの児童家庭相談に関する対処法（特に心理的な部分）などに苦慮している。子どもの虹センターや児相が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を積んでいる様子。

その他に1名、保育士資格を有する者（臨時職）を配置。協議会会議の準備、児相との連絡等、主担当を補佐している。

なお、合併後は家庭児童相談室（合併後に新規設置）の職員を、主たる担当職員とする予定。

#### ○ 外部人材の活用

「子育て支援連絡会」のメンバーを助言者として活用。連絡会委員には管轄児相の児童福祉司、人権擁護委員、各小中学校の教師、保健福祉課職員、児童委員等29名の構成。なお、医師、弁護士はメンバーに入っていない。

助言者に対する報酬はナシ。

#### ○ 相談処理件数

児相に連絡するか否かの基準はなく、受け付けた相談は全て児童相談所に連絡している。なお、管轄児童相談所も管下市町村に対して、役割基準的なものは未作成。

#### ○ 受理会議、ケース検討会議

受理会議は月1回（第2金曜日の午後2時間程度）開催。ケース検討及び援助方針についても同会議で話し合われる。

メンバーは前述の「子育て支援連絡会」の委員。

○ 夜間・休日の対応

夜間・休日の一義的な窓口は管轄の田川児相（住民にも広報誌を通じて周知）。

田川児相より、町に電話が入った場合の為に、町は連絡網を作成。守衛から児童福祉係長を1番に、自宅又は個人所有の携帯電話に連絡が入る仕組みとしている。連絡網の最後は、「子育て支援連絡会」委員及び田川児相の地区担当児童福祉司。

中には田川児相を通さず、直接守衛に電話が入ることもある（継続案件等）。

田川児相を夜間休日の一義的な窓口としている理由は、人材確保が困難（予算がない）、相談件数が少ない。

今後については、市町村合併後に検討予定。

○ 業務マニュアルの有無

現在未作成であるが、市町村合併後の来年10月頃作成予定。

○ 研修の受講状況

研修の開催要綱等の案内があれば、前述のとおり、主担当が積極的に参加している。中には事例研究をカリキュラムに含めている研修（県主催：社協委託の家庭児童相談員研修）も有り。

要望としては、児童家庭相談事務の流れ（児童記録票作成にあたっての留意事項などの細かい事務の流れ）みたいな研修があれば有り難いとのこと。

○ 都道府県（児相等）からの後方支援

児相職員からの支援（受理会議等への参加、研修実施など）については全て有意義であるとのこと。

○ 児童家庭相談を実施する上での困難点

保育士であることから、小学生以上の子ども等への対処についての専門的知識がない。専門知識を有する職員（児童福祉司たる資格を有する者、心理職員等）の配置が必要。

【要保護児童対策地域協議会調査】

○ 要保護児童対策地域協議会を設置していない理由

市町合併が目前にせまっているため。

なお、合併後は、①旧市町単位でネットワーク立ち上げ（現在は、稲築町以外の市町にはネットワークなし）、②その上部機関を新市全体で一つ立ち上げ、③その上部機関の要保護協議会化を検討、の順番で対応する考えとのこと。

○ 虐待防止ネットワークの参加機関

医師、弁護士については、ネットワークがボランティアであり報酬が出ないため、参加依頼をしていない。

児童相談所は、事案に関する情報収集、時間の重大度・緊急度の判断、援助方針の作成、家庭訪問その他個別援助活動の同行、一時保護・立入検査のすべてに関与。

ネットワークの中での意見の偏りはない。

○ 虐待防止ネットワークの目的

「早期発見・早期対応」が目標。

○ 虐待防止ネットワークの児童虐待防止以外の業務分野

小学校の不登校、DV 関係にも関連があるので意見交換。早期発見等に非常に効果あり。

○ 虐待防止ネットワークの児童虐待防止に関する活動内容

実際には、実務者会議のみ開催（月1回）。個別ケース検討会議はシステムとしては作っているが、開催実績なし。

○ 虐待防止ネットワークの活動上の困難点

スーパーバイザーが身近にいない。

○ 虐待防止ネットワーク設置によるメリット、効果、改善された点

平成16年度にネットワークを設置したところ、町内における平成16年度の虐待件数（17件）が15年度（21件）に比べて減少。